



こども医療費資金貸付制度について



《目的》

医療機関窓口で支払いが困難な方に対して、医療資金を貸付けることにより、こどもの疾病の早期治療を目的としています。



《対象となる方》

次の要件をすべて満たす方

- ① 子ども医療費助成事業の対象者であること
- ② 非課税世帯であること

※但し、課税世帯であっても医療費が高額で支払いが困難と市長が認める方も対象とします。



《対象経費》

子ども医療費助成事業の対象経費

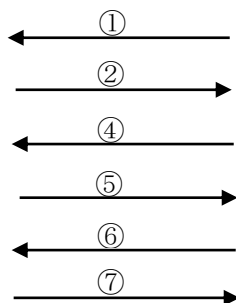
※保険外診療、入院時食事療養費、選定療養費（紹介状なしで大きな病院を受診したときの料金など）は対象になりません。

※医療費の自己負担額が高額療養費に該当すると思われるときは、加入している健康保険組合等に「限度額適用認定証」を発行してもらい、医療機関に提示してください。



《手続きの流れ》

- ① 認定申請
- ② 市より認定証の交付
- ③ 病院を受診し、かかった医療費を猶予してもらう
- ④ 医療機関からの請求書を持参し貸付金の申請を行う
(手続きを市に委任することができます)
- ⑤ 市より貸付の決定
- ⑥ 借用書・誓約書の提出
- ⑦ 貸付金の交付
- ⑧ 医療機関へ支払い
- ⑨ 市が委任状に基づき子ども医療費助成より償還の手続き



【お問合せ】 南城市役所 市民課：☎ 098-917-5312